

土曜日等における共同保育の実施方針について

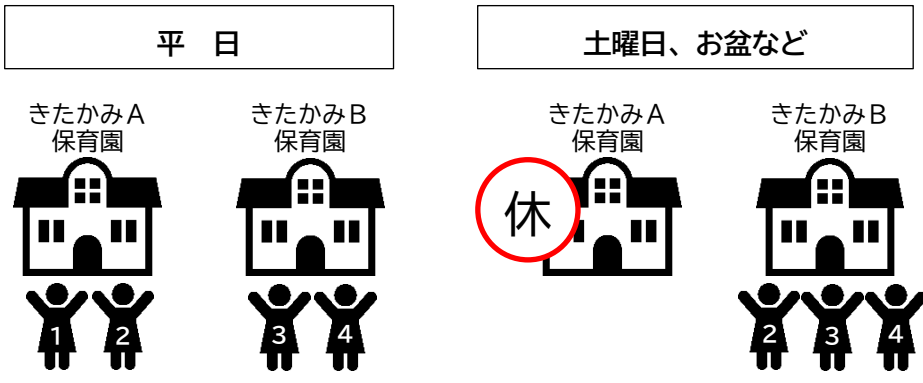
令和6年3月28日 子ども・子育て会議
資料No.2 健康子ども部子育て支援課



保育士等の勤務環境の改善を図るため、令和6年度から土曜日等における共同保育を実施することとし、その方針を確認いただくもの。

1 共同保育の概要

登園児の減少する土曜日やお盆等の期間において、同系列の施設に集約するなど、他施設を利用する児童を受け入れて保育を行うこと。



2 共同保育の検討に至る背景

- 保護者側の事情
家族構成やライフスタイルの多様化により、土曜日等の利用希望が増えている。
- 保育施設側の事情
利用が1人でもあれば、保育士2人+調理師1人の配置が義務付けられており、土曜日等における職員体制確保が困難である。
※特に小規模保育事業所(定員19人以下、市内20施設)において、その傾向が顕著である。



保育士等が無理のない勤務環境の中で、保護者のニーズに対応できるように、土曜日等の効率的な運用の仕組みが必要である。

3 共同保育の実施に向けた検討ポイント

■共同保育に関する国の方針
平成30年度に内閣府・厚労省から、保育士等の勤務環境改善のために共同保育の実施を認める旨の通知が発出されており、全国の自治体で実施されている。

■実施要領の策定
共同保育の実施にあたっては、保育の質の低下につながらないように、別紙のガイドラインに沿って行うこととする。

- 【主な内容】
- ・各施設は書面等で保護者の同意を得た上で実施する。
 - ・慣れ親しんだ職員の配置など保育の質を確保した職員配置がかなうよう協議する。
 - ・アレルギー児や配慮が必要な児童の対応等に配慮する。
 - ・実施施設と依頼施設の両者は、実施体制や費用負担を十分に協議の上で実施する。
 - ・共同保育によって生じる費用は保護者から徴収しない。
 - ・普段の保育状況について照会を行うことができる。
 - ・開始1か月前までに市へ開始届を提出する。

4 実施スケジュール

時期	実施内容
4月～	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設へガイドラインを周知 ・保護者同意の上で実施開始
11月～	令和7年4月園児募集の際、施設一覧に共同保育先を明記する。